

家事労働者の適切な仕事に関する勧告（第二百一号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千十一年六月一日にその第百回会期として会合し、
二千十一年の家事労働者条約を採択し、

会期の議事日程の第四議題である家事労働者の適切な仕事に関する提案の採択を決定し、
その提案が二千十一年の家事労働者条約を補足する勧告の形式をとるべきであることを決定して、
次の勧告（引用に際しては、二千十一年の家事労働者勧告と称することができる。）を二千十一年六月十六日に採択する。

1 この勧告の規定は、二千十一年の家事労働者条約（以下「条約」という。）の規定を補足するものであり、条約の規定と共に考慮されるべきである。

2 家事労働者が結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認を享受することを確保するための措置をとるに当たり、加盟国は、次のことを行うべきである。

(a) 家事労働者が自ら団体を設立し、又は自ら選択する労働者団体に加入する権利並びに家事労働者の団体が労働者団体、連合及び総連合に参加する権利についての法的な若しくは行政上の制限又は他の障害を特定し、及び除去すること。

(b) 労働者及び使用者の団体、家事労働者を代表する団体並びに家事労働者の使用者を代表する団体がこれらの団体の構成員の利益を効果的に促進する能力を強化するため、措置をとり、又はその措置を支援することを考慮すること。ただし、これらの団体の独立性及び自主性が、法律の範囲内において、常に保護されることを条件とする。

3 雇用及び職業についての差別の撤廃のために措置をとるに当たり、加盟国は、国際労働基準に適合する方法で、特に、次のことを行うべきである。

(a) 職業上の医学的な検査のための措置が、個人に関する情報を秘密のものとして取り扱うという原則及び家事労働者のプライバシーを尊重するものであり、かつ、千九百九十七年の「労働者の個人に関する情報の保護」に関する国際労働機関の実施基準その他の関連する情報の保護に関する国際的な基準に適合するものであることを確保すること。

4

- (b) (a)に規定する検査に関連するいかなる差別も防止すること。
- (c) いかなる家事労働者も、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）若しくは妊娠に係る検査を受け、又はH I V（ヒト免疫不全ウイルス）若しくは妊娠に係る状態を開示することを求められないことを確保すること。

家事労働者のための医学的な検査について考慮するに当たり、加盟国は、次のことを考慮すべきである。

- (a) 各国の状況において医学的な検査の必要を生じさせる主要な健康上の及び疾病に関する懸念についての公衆衛生に関する情報を家事労働者が家事労働を行う家庭の構成員及び家事労働者の利用に供すること。

- (b) 任意の医学的な検査、治療並びに健康及び衛生の適切な慣行に関する情報であって、地域社会全般のための公衆衛生上の戦略に合致するものを家事労働者が家事労働を行う家庭の構成員及び家事労働者の利用に供すること。

- (c) 職業上の医学的な検査のための最良の慣行に関する情報であって、家事労働の特殊な性質を反映させるために適当に調整されたものを配布すること。

5 (1) 千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）及び最悪の形態の児童労働勧告（第百九十号）の規定を考慮して、加盟国は、児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する家事労働又はそのようなおそれのある状況下で行われる家事労働の種類を特定し、並びにそのような児童労働を禁止し、及び撤廃すべきである。

(2) 家事労働者の労働条件及び生活条件を規制するに当たり、加盟国は、十八歳未満の家事労働者であつて国内法令に定める雇用についての最低年齢を上回るものの必要について特別の注意を払うべきであり、及び当該家事労働者を保護するため次に掲げる措置を含む措置をとるべきである。

(a) 休息、教育及び訓練、余暇の活動並びに家族との接触のための十分な時間を確保するため、当該家事労働者の労働時間を厳格に制限すること。

(b) 夜間の労働を禁止すること。

(c) 身体的であるか精神的であるかを問わず、過度に厳しい労働に関する制限を課すること。

(d) 当該家事労働者の労働条件及び生活条件を監視する仕組みを確立し、及び強化すること。

6 (1) 加盟国は、必要な場合には、家事労働者が自らの雇用条件を理解することを確保するための適当な援

助を与えるべきである。

(2) 条約第七条に掲げる事項のほか、雇用条件には、次の事項も含めるべきである。

(a) 職務についての説明

(b) 病気休暇及び該当する場合には他の個人的な休暇

(c) 条約第十条3の規定に合致する時間外労働及び待機に対する賃金又は補償の額

(d) 権利を有する家事労働者へのその他の支払

(e) 現物による支払及びその金銭上の価値

(f) 提供される居住設備の詳細

(g) 労働者の報酬からの認められている控除

(3) 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに存在する場合には家事労働者を代表する団体及び家事労働者の使用者を代表する団体と協議した上で、家事労働者のための雇用契約のひな型を作成することを考慮すべきである。

(4) (3)に規定する雇用契約のひな型は、家事労働者、使用者、代表的な団体及び一般公衆が常に無償で利

用することができるようにすべきである。

7 加盟国は、虐待、嫌がらせ及び暴力から家事労働者を保護するため、次のような仕組みを設けることを考慮すべきである。

(a) 家事労働者のための利用しやすい苦情に関する制度であつて、虐待、嫌がらせ及び暴力の事案を報告するためのものを設けること。

(b) 虐待、嫌がらせ及び暴力についての全ての苦情が調査され、及び適当な場合には、訴追されることを確保すること。

(c) 虐待、嫌がらせ及び暴力を受けた家事労働者について、当該家事労働者が家事労働を行う家庭からの移転及びリハビリテーションのための計画（一時的な居住設備及び保健に関する規定を含む。）を作成すること。

8 (1) 労働時間（条約第十条3の規定に合致する時間外労働及び待機の時間を含む。）は、正確に記録され、その記録された情報は、家事労働者が自由に利用することができるようにすべきである。

(2) この点について、加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに存在する場合には家事労働者

働者を代表する団体及び家事労働者の使用者を代表する団体と協議した上で、実務上の手引を作成することを考慮すべきである。

- 9 (1) 可能性のある呼出しに対応するため、家事労働者が自由に使用することができず、また、家庭が当該家事労働者を使用することができ状態が継続している時間（待機のための時間）に関し、加盟国は、国内法令又は団体交渉の合意に定める範囲内で、次の事項を定めるべきである。

(a) 家事労働者に待機するよう求めることができる一週間、一箇月間又は一年間当たりの最長の時間及び待機の時間を計測することができる方法

(b) 通常の休息時間が待機によって中断された場合にこれを補うために家事労働者に与えられる休息時間

(c) 待機の時間に対する報酬率

- (2) 通常の職務が夜間に行われる家事労働者に関し、夜間の労働の制約を考慮して、加盟国は、(1)に定める措置と同等の措置を考慮すべきである。

- 10 加盟国は、就業日において家事労働者が食事及び休憩をとることができる適当な休息時間が与えられる

ことを確保するための措置をとるべきである。

11 (1) 一週間ごとの休息は、少なくとも、継続する二十四時間とすべきである。

(2) 一週間ごとの休息の日として定められる日は、国内法令又は団体交渉の合意に従い、職務上の必要性並びに家事労働者の文化的、宗教的及び社会的な要件を考慮して、当事者の合意によって定められるべきである。

(3) 国内法令又は団体交渉の合意が労働者全般について七日を超える期間内で一週間ごとの休息を累積することを規定する場合には、そのような期間は、家事労働者については十四日を超えないものとすべきである。

12 国内法令又は団体交渉の合意は、家事労働者が一週間ごと又は一日ごとの休息の時間中に労働に従事することを要求されることがある理由を明らかにするとともに、金銭上の補償のいかんを問わず、これを補う十分な休息について定めるべきである。

13 家事労働者が家事労働を行う家庭の構成員と共に休日において過ごした時間は、家事労働者の年次有給休暇の一部とみなすべきではない。

報酬の限定された割合が現物によって支払われることについて定める場合には、加盟国は、次のことを考慮すべきである。

- (a) 家事労働者及びその家族の生計のために必要な報酬が不当に減ぜられることがないよう現物によって支払うことができる報酬の割合の全体的な限度を定めること。
- (b) 市場価格、原価、公的機関が定める価格等の適当な客観的な基準に照らして、現物による支払の金銭上の価値を計算すること。
- (c) 現物による支払を、食料、居住設備等の個人的な使用に適していることが明らかであり、かつ、家事労働者の利益となるものに限定すること。
- (d) 家事労働者が家事労働を行う家庭から提供された居住設備に居住するよう求められる場合には、労働者による別段の同意がない限り、当該居住設備に関して報酬が差し引かれることがないことを確保すること。
- (e) 家事労働を行うことに直接に関係する物（制服、用具、保護具等）並びにこれらの洗浄及び保持が現物による支払とみなされることがないこと並びにこれらのための経費が家事労働者の報酬から差し

引かれることがないことを確保すること。

15 (1) 家事労働者は、各支払のときに、当該家事労働者に与えられる報酬の全体並びに控除の具体的な額及び目的について容易に理解することができるとする書面による明細を与えられるべきである。

(2) 雇用の終了に際し、未払の報酬が迅速に支払われるべきである。

16 加盟国は、使用者の支払不能又は死亡の場合における労働者債権の保護について労働者全般の条件よりも不利でない条件を家事労働者が享受することを確保するための措置をとるべきである。

17 居住設備及び食料が提供される場合には、国内事情を考慮して、次のものが含まれるべきである。

(a) 適切に家具が備えられ、十分に換気され、及び錠前（その鍵は、家事労働者に提供されるべきである。）が備えられた独立した個人用の居室

(b) 共用又は個人用の適切な衛生設備の利用

(c) 家庭内の一般的状況に沿う十分な照明並びに適当なときは暖房及びエアコンディショナー

(d) 良質及び十分な量の食事であって、関係する家事労働者の文化的及び宗教的な要件がある場合には

当該要件を合理的な範囲内で満たすもの

18 重大な不当行為以外の理由のために使用者の申出により雇用が終了する場合には、住込みの家事労働者は、合理的な予告期間及び休暇であつて、これらの期間中に新たな雇用及び居住設備を求めることができ、合理的な予告期間及び休暇であつて、これらの期間中に新たな雇用及び居住設備を求めることができるものが与えられるべきである。

19 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに存在する場合には家事労働者を代表する団体及び家事労働者の使用者を代表する団体と協議した上で、次の措置をとるべきである。

(a) 負傷、疾患及び死亡を予防し、並びに家庭内の職場における職業上の安全及び健康を促進するため、合理的に実行可能な限り、職業上の有害性又は危険性を除去し、又は最小限にすることにより、家事労働者を保護すること。

(b) 条約第十七条の規定に従い、十分かつ適当な監督制度並びに職業上の安全及び健康に関する法令の違反に対する相当な制裁を定めること。

(c) 家事労働に関連する災害及び疾患に関する統計並びに職業上の安全及び健康に関連する危険及び負傷の予防に資すると思われるその他の統計を収集し、及び公表するための手続を定めること。

(d) 職業上の安全及び健康に関する助言（人間工学の側面及び保護具に関するものを含む。）を行うこ

と。

(e) 訓練課程を作成し、並びに家事労働に特有の職業上の安全及び健康の要件に関する指針を普及させること。

20 (1) 加盟国は、国内法令に従い、簡易化された支払の制度等により社会保障のための納付金の支払を促進するための手段（複数の使用者のために労働する家事労働者についてのものを含む。）を考慮すべきである。

(2) 加盟国は、二国間の、地域的な又は多数国間の協定であり、これらの協定の対象となる移民である家事労働者のため、社会保障に関する取扱いの平等並びに社会保障の権利の利用及びその権利の維持又は通算を定める協定を締結することを考慮すべきである。

(3) 現物による支払の金銭上の価値は、社会保障の目的のため、正当に考慮（使用者の抛出及び家事労働者の権利に関するものを含む。）すべきである。

21 (1) 加盟国は、家事労働者特に移民である家事労働者の効果的な保護を確保するため、次の追加的な措置を考慮すべきである。

- (a) 援助を必要とする家事労働者のための通訳のサービスを伴う国内における緊急用の直通電話を設置すること。
- (b) 条約第十七条の規定に従い、移民である家事労働者が雇用される家庭を職業紹介の前に訪問する制度を提供すること。
- (c) 緊急時における避難所のネットワークを整備すること。
- (d) 家事労働者の雇用における適切な慣行、移民である家事労働者に関する雇用及び出入国管理に関する法令上の義務、実施のための措置及び違反があつた場合における制裁並びに家事労働者及びその使用者が利用することができる援助に関する情報を提供することにより、使用者の義務についての意識を高めること。
- (e) 雇用されている間及び雇用の終了後において、関係国からの出国にかかわらず、苦情に関する制度の家事労働者による利用並びに民事上及び刑事上の法的救済を得るための家事労働者の能力を確保すること。
- (f) 雇用及び出入国管理に関する法令並びに暴力、人身取引、自由の剝奪等の犯罪に対する法的な保護

に関し、家事労働者が理解することができると言語により、その権利、関係法令、利用可能な苦情に関する制度及び法的救済について家事労働者に通知し、並びに家事労働者が必要とする他の関連情報を提供するため、公的な広報サービスを提供すること。

(2) 移民である家事労働者の出身国である加盟国は、出国の前に当該家事労働者の権利について当該家事労働者に通知し、法律上の援助のための基金、社会的サービス及び領事による専門的サービスを設け、並びに他の適当な措置をとることにより、当該家事労働者の権利を効果的に保護することを支援すべきである。

22 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに存在する場合には家事労働者を代表する団体及び家事労働者の使用者を代表する団体と協議した後に、移民である家事労働者が募集された雇用契約の満了又は終了の時に当該家事労働者が費用を負担することなく送還される権利を有する条件を法令又は他の措置によって定めることを考慮すべきである。

23 加盟国は、千九百九十七年の民間職業仲介事業所条約（第百八十一号）及び千九百九十七年の民間職業仲介事業所勧告（第百八十八号）における原則及び取組方法を考慮して、家事労働者（移民である家事労働者）

働者を含む。）に關係する民間職業仲介事業所による適切な慣行を促進すべきである。

24 プライバシーの尊重に関する国内法令及び国内慣行に抵触しない限り、加盟国は、労働監督官又は家事労働について適用される規定の実施を委任された他の職員が労働が行われる家屋に立ち入ることを認められるべき条件を考慮することができる。

25 (1) 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに存在する場合には家事労働者を代表する団体及び家事労働者の使用者を代表する団体と協議した上で、次のことを目的として、政策及び計画を定めるべきである。

(a) 家事労働者の専門的能力の開発及び雇用のための機会を増大させるため、家事労働者の能力及び資格（適当な場合には、識字に関する訓練を含む。）の継続的な発展を奨励すること。

(b) 家事労働者の仕事と生活との間のバランスの必要性に対処すること。

(c) 家事労働者の関心及び権利が、仕事と家族的責任とを調和させるため、より一般的な努力との関連において考慮されることを確保すること。

(2) 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに存在する場合には家事労働者を代表する団

体及び家事労働者の使用者を代表する団体と協議した後に、家事労働に関する効果的な政策の策定を支援するために必要なデータを効果的に収集するための国内の統計部局の能力を強化するため、適当な指標及び測定の制度を開発すべきである。

26 (1) 加盟国は、移民である家事労働者についての条約及びこの勧告の効果的な適用を確保するため相互に

協力することを考慮すべきである。

(2) 加盟国は、特に、強制労働及び人身取引の防止、社会保障の利用、他の国において家事労働者として労働する者を募集する民間職業仲介事業所の活動の監視並びに家事労働者に関する適切な慣行の普及及び統計の収集に関する事項について、家事労働者の保護を促進するため、二国間の、地域的な及び世界的なレベルにおいて協力すべきである。

(3) 加盟国は、条約を実施するに当たり、国際的な協力若しくは援助又はその双方（社会的及び経済的な発展、貧困の撲滅計画並びに普遍的な教育のための支援を含む。）の強化を通じて、相互に援助を行うための適当な措置をとるべきである。

(4) 外交上の免除に関連して、加盟国は、次のことを考慮すべきである。

(a) 家事労働者の権利の侵害を防止することを目的とする外交官のための政策及び行動規範を採択すること。

(b) 家事労働者に対する不正な行為に対処し、及びこれを防止するため、二国間の、地域的な及び多数国間のレベルにおいて相互に協力すること。